

被扶養者としての認定要件を欠いた際、速やかに取消手続きを行ってください

資格 担当
☎06-6941-3164

認定が取消となる代表的な事例は下記のとおりです。

●被扶養者が社会保険加入となったとき

1日でも社会保険に加入したら、必ず取消手続きが必要です。

●被扶養者の過去12か月分の収入が130万円を超えたとき、または、 未来12か月分の収入が年額130万円を超えることが見込めたとき

※60歳以上の方、障害年金を受給している方は、年額180万円以上。

※年末年齢19歳以上23歳未満の方（配偶者除く。）は年額150万円以上。

12か月分の収入とは？

1月から12月の合計ではなく、
どの月から数えても12か月分
の合計収入が常に扶養範囲
内であるかを毎月確認して
ください。

●被扶養者の収入が4か月連続で108,334円（130万円÷12月）を超過したとき、 または、4か月連続での超過が見込めたとき

※60歳以上の方、障害年金を受給している方は、月額15万円以上。

※年末年齢19歳以上23歳未満の方（配偶者除く。）は月額12万5千円以上。



●組合員の送金額が別居している被扶養者の認定要件の基準額を満たさなくなったとき

※「別居」には、住民票において世帯分離している場合も含まれます。

※ただし、被扶養者の収入にかかわらず、少なくとも生計を維持するに足る送金が必要です。

【送金額】

被扶養者が子または配偶者の場合 …… 別居している被扶養者の収入額の1/2以上

被扶養者が子または配偶者以外の場合 … 別居している被扶養者の世帯全員の合計収入額の1/2以上

※年金受給額の増加等、収入が増えていないか常に注意してください。

手当

●日額3,612円以上の雇用保険が受給開始になったとき

※60歳以上の方、障害年金を受給している方は、日額5,000円以上

※年末年齢19歳以上23歳未満の方（配偶者除く）は日額4,167円以上

健康保険

（注）上記は一例ですので、被扶養者の範囲や所得の考え方、取消手続きについては、「教職員のための共済のしおり 令和8年4月改訂版」P.II-7～P.II-17をご確認ください。（P.12 二次元コード参照）被扶養者の要件を欠いた以後に医療機関で被扶養者として保険診療を受けたときは、医療費等が全額自己負担になる場合がありますので、取消手続きは速やかに行ってください。

扶養手当の支給が取消された方について

共済組合の被扶養者認定とともに、扶養手当を受給している場合、扶養手当の支給を取消された際は、「被扶養者資格取得区分等変更申告書（大阪支部HPの様式集 様式3-5）」を共済組合へ提出する必要があります。必要書類を添付のうえ提出してください。

（扶養手当の支給取消と同時に共済組合の被扶養者認定も取消す場合は、取消手続きが必要となります。）



大阪支部HP
様式集

＜扶養手当が取消となる例＞ ※扶養手当の詳細については、給与の支給機関にお問合せください。

●組合員本人が、扶養手当を受給できない職種へ変更になった場合

●60歳以上の被扶養者の収入が130万円以上180万円未満になったとき など

※ただし、次のような場合は被扶養者資格取得区分等変更申告書の提出は不要です！

●被扶養者（配偶者）の扶養手当が令和8年4月からなくなったことで扶養手当が外れたとき

●被扶養者（子）が22歳の年度末を迎えたことで扶養手当が外れたとき



共済おおさか

令和8年8月230号

13